

議案 第 5 号

令和3年度 木古内町簡易水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度木古内町簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給 水 件 数	2,088 件
(2)	年 間 総 配 水 量	511,000 m ³
(3)	一 日 平 均 配 水 量	1,400 m ³
(4)	主 要 な 建 設 改 良 事 業	
	・ 木古内町簡易水道事業老朽管更新事業	92,000 千円
	・ 大平川水管橋長寿命化事業	4,000 千円
	・ 木古内川広域河川改修に伴う水道管移設事業（設計）	7,000 千円
	・ 木古内浄水場紫外線装置及び非常用発電機導入事業（機械）	124,200 千円
	・ 木古内浄水場機械及び電気設備更新事業（設計）	16,600 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入				
	第 1 款	簡 易 水 道 事 業 収 益	139,298 千円	
		第 1 項	営 業 収 益	109,377 千円
		第 2 項	営 業 外 収 益	29,921 千円
支 出				
	第 1 款	簡 易 水 道 事 業 費 用	136,481 千円	
		第 1 項	営 業 費 用	120,860 千円
		第 2 項	営 業 外 費 用	15,421 千円
		第 3 項	特 別 損 失	100 千円
		第 4 項	予 備 費	100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 61,254千円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。）

収入				
第1款	資本的収入			243,800千円
第1項	企業債			156,000千円
第2項	工事負担金			7,000千円
第3項	国庫補助金			80,800千円
支出				
第1款	資本的支出			305,054千円
第1項	建設改良費			259,083千円
第2項	企業債償還金			45,921千円
第3項	予備費			50千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1. 資本的支出	建設改良費	木古内浄水場紫外線装置及び非常用発電機導入事業	317,100千円	令和3年度	124,200千円
				令和4年度	192,900千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債方法、利率および償還の方法は次のとおりと定める。

起債目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
木古内浄水場紫外線装置及び非常用発電機導入事業	85,000千円	証書借入	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他については当該借入先と協定する。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
木古内浄水場機械及び電気設備更新設計業務委託事業	10,600千円	又は		
木古内町簡易水道事業老朽管更新事業	56,400千円	証券発行		
太平川水管橋長寿命化事業	4,000千円			
計	156,000千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費 18,189千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、8,927千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
(1)	メーター	遠隔メーター	351個

令和 3年 3月 5日提出

北海道上磯郡木古内町長 鈴木 慎也

令和3年度 木古内町簡易水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

(収入)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1. 簡易水道 事業収益	1. 営業収益		139,298	
		1. 給水収益	109,377	
		2. その他の営業収益	499	
		2. 営業外収益	29,921	
	2. 営業外収益	1. 受取利息及び配当金	1	
		2. 他会計補助金	13,172	
		3. 長期前受金戻入	16,746	
		4. 雑収益	1	
		5. 消費税等還付金	1	
	収入合計			139,298

(支出)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考	
1. 簡易水道 事業費用	1. 営業費用		136,481		
		1. 原水及び浄水費	120,860		
		2. 配水及び給水費	42,999		
		3. 総係費	15,792		
		4. 減価償却費	12,120		
		5. 資産減耗費	48,882		
		6. その他営業費用	1,062		
	2. 営業外費用	1. 支払利息	5		
		2. 長期前払消費税勘定償却	15,421		
		3. 雑支出	9,114		
		4. 消費税	2,298		
		4. 消費税	5		
	3. 特別損失	1. 過年度損益修正損	4,004		
		1. 過年度損益修正損	100		
	4. 予備費	1. 予備費	100		
		1. 予備費	100		
	支出合計			136,481	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

(収 入)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1. 資本的収入			243,800	
	1. 企業債		156,000	
		1. 企業債	156,000	
	2. 工事負担金		7,000	
		1. 工事負担金	7,000	
	3. 国庫補助金		80,800	
1. 国庫補助金		80,800		
収 入 合 計			243,800	

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1. 資本的支出			305,054	
	1. 建設改良費		259,083	
		1. 営業設備費	11,583	
		2. 配水管改良費	99,700	
		3. 配水管移設費	7,000	
	2. 企業債償還金		45,921	
		1. 企業債償還金	45,921	
	3. 予備費		50	
		1. 予備費	50	
支 出 合 計			305,054	